

令 4 滝営事審第 1 号

令 和 4 年 12 月 26 日

滝川市長 前 田 康 吉 様

滝川市営事業等調査審議会
会 長 佐 野 博 之

答 申 書

令和 4 年 8 月 29 日付け滝都市第 28 号により諮問のありました「令和 5 年度から 5 年間ににおける下水道使用料改定の必要性に関する検証（定期）」につきまして、滝川市営事業等調査審議会条例（平成 13 年滝川市条例第 2 号）第 2 条の規定に基づき、当審議会として別紙のとおり答申します。

はじめに

良質な水を確保することが快適な文化生活を営むために必要であると同様に、使用済みの排水処理もまた環境衛生上極めて重要なことであり、水資源を石狩川水系に求めていることから公共用水域（河川、湖沼、海）の水質保全を始め、大雨による浸水防止など下水道の果たす役割は、一層重要性を増しているところである。

下水道は、市街地における雨水と汚水を排除、処理するための施設であり、滝川市においても昭和51年度に単独公共下水道として供用を開始して以降、都市環境の整備や公共用水域の水質保全を図る上で、必要不可欠な基幹的都市施設としてその役割を果たしてきたところである。この市民生活に欠くことのできない社会インフラである下水道を安定的に維持することについては、我々市民にとっても重要な課題の一つといえる。

平成29年度滝川市営事業等調査審議会（以下「前回審議会」という。）において「今後に向けては、その時々下水道事業の経営状況や社会情勢等の変化に対応できるよう、例えば国が下水道使用料見直しの標準的なサイクルとして提示する5年ごとを目途とするなどして定期的で、かつ、開かれた検証を行い、適切な使用料体系の構築に努められるよう求めるものである。」と答申された。

当審議会は、市長より少子高齢化などによる人口減少や下水道施設の老朽化などが進む中、滝川市の下水道事業が市民の日常生活や社会経済活動を根底から支える社会基盤の一つとして、安定的かつ持続可能な事業運営を行うための「令和5年度から5年間ににおける下水道使用料改定の必要性に関する検証（定期）」について諮問されたものである。

当審議会は、当該諮問に対する審議を重ね、次のとおり結論を得たことから、ここに答申するものである。

1 結論

令和 5 年度から 5 年間における下水道使用料改定の必要性はなく、
現行の下水道使用料を維持することが適当である。

2 結論に至った経緯

当審議会においては、前回審議会で答申された使用料算定期間である平成30年度から令和 4 年度までの検証と、諮問された使用料算定期間である令和 5 年度から令和 9 年度までの見通しの検証に分け、次のとおり審議を行った。

(1) 決算実績等による前回審議会で答申された使用料算定期間である平成30年度から令和 4 年度までの検証

前回審議会においては、様々な社会的変化により使用水量が恒常的に基本水量を下回る使用者の割合も増加していることがうかがえること、滝川市の下水道事業に係る中長期的な経営収支の見通しを踏まえ収入総額を維持する必要があることなどが考慮された結果、下水道使用料体系の見直しが答申された。

その後、答申の方向性及び内容を盛り込んだ「滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例」が平成30年第 2 回滝川市議会定例会において議決され、令和元年10月 1 日から施行されたところである。

当審議会は、前回審議会において答申された使用料算定期間である平成30年度から令和 4 年度までについて、決算実績等を基に検証を行った結果、次のとおり前回審議会において十分な検討が行われたものであることを確認するとともに、当該答申を受けて行われた下水道使用料体系の見直しについて、妥当性があると確認した。

- ・決算実績や令和4年度の経営状況の見込みから、経費回収率は、100%を確保できる見込みとなった。

※経費回収率とは、汚水処理費（公費負担分を除く。）に対する下水道使用料の割合である。使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要とされている。

- ・基本水量件数割合において、使用水量件数帯の大きな変化は見られなかった。
- ・基本水量及び基本料金の引下げによる減収分を基本水量超過料金の引上げで補ったことから、下水道事業の経営に対する影響は軽微であり、収入総額の維持を念頭とした下水道使用料の改定が実現された。
- ・他の市町（滝川市を除く石狩川流域下水道組合構成市町及び北海道内34市）と比較しても、平均以下の基本料金の設定であり、超過料金の設定も極端な高額設定になっていない。

（２） 財政収支計画に基づく当審議会に諮問された使用料算定期間である令和5年度から令和9年度までの見通しの検証

将来的な事業環境として、国立社会保障・人口問題研究所が行った滝川市の人口推計（日本の地域別将来推計人口（平成30年推計））である令和7年度の34,549人及び令和12年度の32,287人を基に当審議会に諮問された令和5年度から令和9年度までの下水道処理区域内人口と有収水量（下水道使用料の徴収対象となる水量）の予測は減少推計となる。

当該減少による下水道使用料収入への影響としては年1.2%ほどの減収率で毎年800万円程度減収することが見込まれているところであり、令和3年度末の繰越利益剰余金として、3億8,414万円を蓄えるに至ったということは、これまでの努力の成果であるが、審議会に諮問された令和5年度から令和9年度までの使用料算定期間において、滝川市下水処理センターの除却関係費用として2億1,300万円の支出が予定されている。

当該除却関係費用は、令和3年度末の繰越利益剰余金である3億8,414万7,000円をもって対応するとともに、非能率的管理における下水道使用料の転嫁禁止規定及び繰越利益剰余金によって施設の除却費用に係る資金の目途がついている中では、施設の解体費用のために下水道使用料の改定を行う考えがない旨について説明を受けた。

しかしながら、諮問を受けた5年間も含め、今後何があるか予測できない中で、これからの市民に負担を求めていくことについて疑問視する意見もある。

市民負担を伴う下水道使用料の改定に当たっては特に慎重に検討を行うべきであり、当審議会に諮問が行われた際には、社会情勢なども勘案した中で開かれた検証を行い、その都度適切な下水道使用料体系の構築に努められるよう求めるものである。

一方、下水道施設の状況としては、滝川市内にある約460kmの管渠（かんきょ）が法定耐用年数である50年を順次超過する状況にあるが、下水管の状態としてストックマネジメント計画に基づくカメラ調査の結果によると、国土技術政策総合研究所の全管種の経過年数に対する各緊急度ランクの占める割合に比して緊急度が比較的低い傾向にあり、経過年数が長くとも緊急度が高いとは言えない状況にある。

これは、毎年、区間と経路を定めたカメラ調査により、下水管の清掃を行うとともにひび割れ等の部分的に対応が必要な場合（部分更生）の他、マンホールからマンホールのワンスパンごとに劣化してしまっている場合（管路更生）等、状態を考慮した次年度以降の更新等の計画につなげている成果とも言えよう。

その中でも管の状態にもよるが、既存の下水管を生かしその管の中に新たな管を更生する「更生工法」は工期も短く経費的にも比較的安価であることに加え、日本下水道協会の認定規格であり、信頼性が高く耐久性も認められていることから、ライフサイクルコストの圧縮

につながり、結果的に下水道事業の安定的な経営に資するものと考えられる。

これらの状況を含めた財政収支計画に基づき、当審議会において使用料算定期間である令和５年度から令和９年度までの見通しの検証を行った結果、次のとおりとなった。

- ・ 一時的な滝川市下水処理センター（簡易終末処理場）の除却関係費用を除き、下水道使用料収入が推計どおり維持できれば、使用料算定期間である令和５年度から令和９年度までは、概ね黒字を維持できる見通しである。

- ・ 流動比率100％を維持、補填財源残高を確保することができる見通しである。

※流動比率とは 流動負債に対する流動資産の割合である。１年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100％以上であることが必要とされている。

- ・ 令和５年度から令和９年度までの経費回収率は、100％を維持できる見通しである。

以上のことから、下水道使用料を上げる要因も下げる必要性もないものと考えるとともに、滝川市下水処理センターの除却関係費用が繰越利益剰余金により財源の目途が立っていることを勘案すると、使用料算定期間である令和５年度から令和９年度までの間においては「現行の下水道使用料を維持することが適当である」との結論に至ったものである。

3 附帯意見

- 1 下水道施設の老朽化に伴い適切な対策を実施することが必要であるから、引き続き下水道施設の安全性確保を念頭に、建設事業費を平準化し、計画的な下水道施設の改築更新などを進めること。
- 2 安全確保の観点から、滝川市下水処理センター（簡易終末処理場）の除却を進めるとともに、当該除却費用は内部留保資金で財源対応をすること。
- 3 次期使用料算定期間（令和10年度以降）においては、人口減少に伴う下水道使用料収入の減収や維持管理費用の増加、物価変動などのリスクが見込まれることから、令和5年度から令和9年度の実績を踏まえ、中長期的な視点に基づいた見通しを持って、下水道使用料改定の必要性について開かれた議論を行うこと。
- 4 下水道を使用する際の注意点や下水道事業に関する経営状況などを利用者と共有し、市民生活に欠くことのできないインフラとして守っていくことが重要であり、継続して周知することにより、少しずつ市民の意識が変わり、それが将来的に私たちの下水道を守るために実を結ぶものと考えてるので、引き続き下水道に関する啓発活動を推進すること。

滝川市営事業等調査審議会 開催状況

回 数	年 月 日	主な審議内容
第 1 回	令和 4 年 8 月 29 日	・ 市長から審議会に対する諮問 ・ 決算実績等による前回審議会 で答申された使用料算定期間 である平成30年度から令和 4 年度までの検証
第 2 回	令和 4 年 9 月 28 日	・ 財政収支計画に基づく当審議 会に諮問された使用料算定期 間である令和 5 年度から令和 9 年度までの見通しの検証
第 3 回	令和 4 年 10 月 24 日	・ 答申内容の審議
第 4 回	令和 4 年 12 月 26 日	・ 審議会から市長に対する答申

滝川市営事業等調査審議会 委員名簿

氏 名	選 出 団 体	役 職 等
佐 野 博 之	國學院大學北海道短期大学部	会 長
齊 藤 博 朗	滝川市町内会連合会連絡協議会	副 会 長
居 林 俊 男	滝川商工会議所	委 員
木 村 浩 己	江部乙商工会	委 員
堀 田 秀 樹	連合北海道滝川地区連合会	委 員
澤 川 朋 之	一般社団法人滝川青年会議所	委 員
前 森 裕 子	滝川消費者協会	委 員
白 木 正 博	たきかわ農業協同組合	委 員
小 野 和 余	利用者代表	委 員